



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 土地改良区の役員の就任の届出 (村づくり計画課) ..... 1
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定 (村づくり計画課) ..... 1
- 指定管理者の指定 (新産業振興課) ..... 1

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請・2件 (県民生活課) ..... 2
- 開発行為に関する工事の完了・4件 (建築指導課) ..... 2

## 告 示

### 沖縄県告示第23号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、次のとおり今帰仁村土地改良区から役員が就任した旨の届出があった。

平成25年 1月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	島袋一昭	今帰仁村字上運天911番地の2

任期 平成24年12月5日から平成25年3月31日まで

### 沖縄県告示第24号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の2第1項の規定により、粟国村寄草地区県営畑地帯総合整備事業に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 1月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成25年1月16日から同年2月13日まで
- 3 縦覧に供する場所 粟国村役場
- 4 その他 この告示に係る換地計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

### 沖縄県告示第25号

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例 (平成15年沖縄県条例第14号)

号) 第6条の規定により、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年1月15日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 指定管理者となる団体 バイオセンター運営共同事業体 代表者 株式会社沖縄TLO 西原町字千原1番地琉球大学産学官連携推進機構内、株式会社トロピカルテクノセンター うるま市字州崎5番地1、一般社団法人トロピカルテクノプラス うるま市字州崎5番地1
- 2 指定の期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年2月26日まで縦覧に供する。

平成25年1月15日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成24年12月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人サポートセンターケントミ
- 3 代表者の氏名 我如古盛健
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県うるま市石川伊波361番地1
- 5 定款に記載された目的 この法人は、福祉施設や学校や地域のイベント等で、障がい者や健常者が共に演奏活動を実施し、音楽で社会参加することを目的にする。そして、楽器や歌の指導をすることにより音楽の楽しみを共有する。又、障がいのある本人やその家族が、共生・協働生活の実現をめざし、安心して楽しく暮らせる地域づくりと地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年2月27日まで縦覧に供する。

平成25年1月15日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成24年12月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄オルタナティブメディア
- 3 代表者の氏名 西脇尚人
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市曙1丁目21番14号我那覇アパート201
- 5 定款に記載された目的 この法人は、既存メディアとは別の情報を知りたい人々に対し、市民参加型の映像配信・記録などを通して、人と地域の現場からつながりをつくり、市民の自主性、主体性を高めることを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年1月15日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年3月29日 沖縄県指令土第241号、平成22年7月26日 沖縄県指令土第688号（変更）、平成23年3月24日 沖縄県指令土第250号（変更）、平成23年10月11日 沖縄県指令土第887号（変更）、平成24年2月13日 沖縄県指令土第84号（変更）、平成24年9月20日 沖縄県指令土第1024号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 読谷村字喜名木根原2346番11ほか3筆（3工区）

## 3 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 種類 消火栓

(2) 位置及び区域 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)

4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市楚辺2丁目33番18号 沖縄県農業協同組合 代表理事 砂川博紀

5 検査済証番号 平成24年12月20日 第3058号

6 工事完了年月日 平成24年11月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年 1月15日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年3月28日 沖縄県指令土第277号

2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字内間114番1

3 公共施設 なし

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字内間28番地 大城保

5 検査済証番号 平成24年12月27日 第3059号

6 工事完了年月日 平成24年12月16日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年 1月15日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年7月1日 沖縄県指令土第675号、平成24年12月20日 沖縄県指令土第1252号（変更）

2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字神里長高原430番11

3 公共施設 なし

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字神里122番地 桃原真希

5 検査済証番号 平成24年12月27日 第3060号

6 工事完了年月日 平成24年12月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年 1月15日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年4月19日 沖縄県指令土第630号

2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字和宇慶296番1

3 公共施設 なし

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字兼久87番地の2 ドリームパレス邦103号 平山るり子

5 検査済証番号 平成24年12月28日 第3061号

6 工事完了年月日 平成24年12月20日

発 行 所  
沖 縄 県 総 務 部  
総務私学課  
電話 098-866-2074

印 刷 所 有限会社 金 城 印 刷  
〒901-0305 糸満市西崎町五丁目 9 番16号